

| 住宅や事務所などの地震対策でお悩みの方へ |
建築の専門家がアドバイスに
伺います!

耐震相談員 派遣制度

無料

利用条件

対象となる方

名古屋市内に建築物を所有している方、
または賃借している方

相談できる内容

- 住宅を始めとする建築物の耐震対策に関すること(建築年は問いません)
- 耐震診断報告書や図面等を準備していただくと、より具体的なアドバイスを受けることができます。

相談時間

- 1～2時間

派遣費用

- 無料

申込期間

- 4月～翌年2月末日
(2月末日消印有効)

相談内容の例

- 建物や図面を見ながら耐震のアドバイスを受けたい。
- 耐震改修工事の手順や方法がわからない。
- 耐震改修工事をしたいが、業者の選び方がわからない。
- 低コストで耐震化する方法について知りたい。
- 無料耐震診断の診断結果報告書の内容をもっと詳しく知りたい。
- 耐震対策をしたいと考えているが、何から検討したら良いかわからない。

| お申込み方法 |

「耐震相談員派遣申請書」にご記入のうえ、**郵送・持参またはFAXしてください。**

・申請書は市のウェブサイトからダウンロードしていただくか、または耐震化支援室に電話で取り寄せていただくことができます。

※申請書に消せるボールペンや修正液等は使用できません。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | **052-972-2787** FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



名古屋市 耐震相談員

検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

耐震相談員派遣制度のよくある質問

Q. 相談できる建物は？

A. 名古屋市内にある住宅（一戸建て、マンション、長屋、共同住宅など）や事務所などの建築物。（木造・非木造、建築年などは問いません。）

Q. 相談日時は？

A. 耐震相談員と申込者が日程調整して決定します。（土日・祝日も可能です。）

Q. 相談場所は？

A. 相談したい建築物の所在地、申込者の自宅等へ相談員が伺います。

Q. 耐震相談員はどんな人？

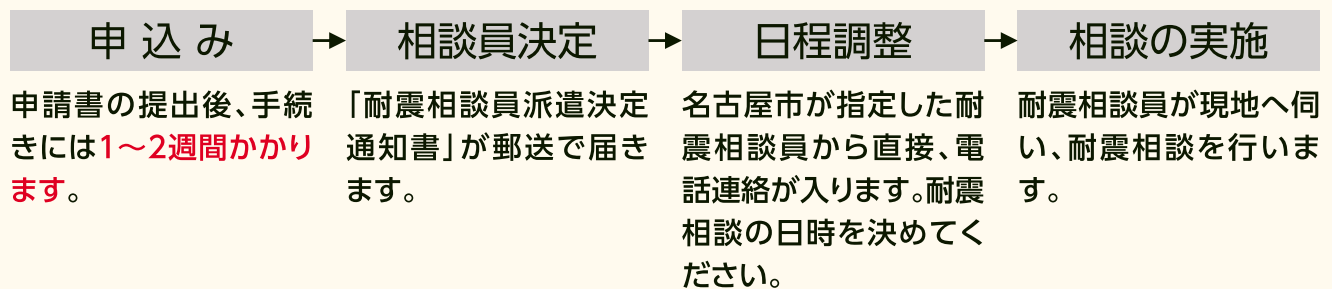
A. 以下の要件を満たす者です。

- ・建築士の資格保有者
- ・住宅の設計・工事に関する実務経験が10年以上ある者
- ・耐震診断や耐震改修工事に携わったことのある者



※耐震相談員は、中立的な立場で助言を行います。また、個人情報の保護を遵守します。

申込から相談までの流れ



注 意

- この制度は、建物に応じたアドバイスをを行うことを目的としております。
- 耐震診断を行うものではありません。
- 見積書や改修計画等を作成するものではありません。

お知らせ

昭和56年6月以降に着工した木造住宅についても、（一財）日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震性能チェック」のリーフレットを利用すると、お住まいの住宅の耐震性能をチェックすることができます。リフォームなどを実施する機会に、ぜひご活用ください。

また、耐震性能チェックのお手伝いとして、耐震相談員派遣制度をご利用できます。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

日本建築防災協会

検索